

岩手県告示第 304 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり岩手県要保護児童対策地域協議会を設置した。

平成 19 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 名称

岩手県要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

岩手県保健福祉部児童家庭課

3 関係機関等の名称等

(1) 国又は地方公共団体の機関

盛岡地方法務局人権擁護課、岩手県保健福祉部児童家庭課、岩手県福祉総合相談センター、岩手県一関児童相談所、岩手県宮古児童相談所、岩手県教育委員会事務局学校教育室、岩手県警察本部生活安全部少年課、盛岡市保健福祉部児童福祉課、奥州市健康福祉部健康福祉企画室及び雫石町福祉課

(2) 法人

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社団法人岩手県医師会、社団法人岩手県歯科医師会、学校法人岩手医科大学、社団法人岩手県私立幼稚園連合会、社団法人岩手県 P T A 連合会、特定非営利活動法人いわて子育てネット、株式会社岩手日報社、国立大学法人岩手大学及び公立大学法人岩手県立大学

(3) その他の者

知事が指定する者